



第 8 次三重県医療計画（小児救急を含む
小児医療対策）の最終案について

- 第8次三重県医療計画（小児救急を含む小児医療対策）は、昨年11月の第2回三重県医療審議会小児医療部会、12月の医療保健子ども福祉病院常任委員会に中間案を示した後、三重県医療審議会において審議の上、パブリックコメント及び市町・三重県保険者協議会等からの意見聴取を行いました。これをふまえ、資料2-2のとおり計画（最終案）をとりまとめました。

意見募集期間

令和5年12月12日から令和6年1月10日まで（30日間）

意見総数

① パブリックコメント

意見はありませんでした

② 市町

1件の意見がありました

③ 保険者協議会

意見はありませんでした

市町からの意見と意見に対する考え方

項目	意見の概要	意見に対する県の考え方
<p>第5章第10節 小児救急を含む小児医療対策</p> <p>【図表5-10-22各小児医療体制図】</p>	<p>鈴鹿中央総合病院について、現計画では「小児地域医療センター」に位置づけられていましたが、第8次三重県医療計画（中間案）においては日本小児科学会の地域振興小児科病院Aに相当することから「小児地域支援病院など」に位置づけられています。</p> <p>次期計画における鈴鹿中央総合病院の位置づけについては、現状の病院機能に基づくものとして捉えています。一方で、「図表5-10-2 小児人口地区別構成比」から鈴鹿地域の小児人口は三泗、津に次いで三番目に多く、「小児地域医療センター」が所在する桑員、伊賀、松阪、伊勢志摩の各地域と比較しても多くの小児人口を抱えている地域でもあります。</p> <p>小児医療については、小児医療ゾーンごとに体制が整備されていますが、県内でも特に多くの小児人口を抱える地域であることも考慮していただき、次期計画期間内において鈴鹿地域でも「小児地域医療センター」として小児医療を受けられる体制整備の必要性や方向性などについても記載していただくようお願いします。</p>	<p>県内の小児医療体制においては、限られた医療資源を効果的・効率的に活用するため、集約化・重点化を図り、圏域ごとに1か所の小児専門医療を取り扱う病院を確保するゾーン体制をとっております。</p> <p>鈴鹿中央総合病院については、日本小児科学会の2019年の小児医療提供体制調査で地域振興小児科Aに位置付けられているため、第8次三重県医療計画では小児地域支援病院と記載しております。一方で、ご意見にもありますように、鈴鹿地域は県内でも小児人口の多い地域であり、その地域に、日本小児科学会の「地域小児科センター」に相当する機能の病院がないことは課題と認識しており、第8次医療計画にも記載いたします。</p>

中間案からの修正内容（1）

No.	該当箇所	最終案	中間案
1	全体	体裁の修正（基本指標への出典欄の追加、出典の標記の統一等）誤字、脱字、文法用法上の修正 本文中の各種データや基本指標等の現状値の更新 ※2～3月に現状値が判明するデータもあることから、引き続き修正を行う予定	/
2	2.現状 (4)療養・療育支援 <p15>	図表5-10-20 「レスパイト入院が可能な病院および医療型短期入所が可能な施設数」追加	(新規)
3	6.目標と施策 (1)数値目標 <p22>	幼児死亡率 目標値 0.04 以下 ※医療計画（周産期医療対策）に合わせて、目標値「以下」に修正	幼児死亡率 目標値 0.04 未満
4	6.目標と施策 (1)数値目標 <p22>	現状値 75.9%【R4】 目標値 70.0%以下	軽症乳幼児の救急搬送率（乳幼児の急病による救急搬送のうち軽症患者の割合） 現状 72.9%【R3】 目標値 70.0%未満
5	6.目標と施策 (1)数値目標 <p22>	207件（1件）【R4】	小児傷病者救急搬送時の現場滞在時間30分以上の件数（ ）内は重症以上で搬送された件数 102件（0件）【R3】 ※重症以上の件数は30分以上の件数の内数
6	6.目標と施策 (1)数値目標 <p22>	現状値 入院可能 7施設 短期入所可能 4施設 目標値 入院または短期入所が可能な施設 12施設	(調整中)

中間案からの修正内容（2）

No.	該当箇所	最終案	中間案
7	4. 課題 （2）地域差のない小児医療提供体制の充実 <p19>	<u>医療資源を効果的・効率的に活用し、小児人口の多い地域にも対応できるように、小児医療提供体制の整備に引き続き取り組む必要があります。</u>	（新規）
8	4. 課題 （3）小児（救急）患者の症状に応じた救急医療体制および予防的支援の充実 <p20>	<u>発達障がいの早期発見・早期治療は、保健・福祉・教育分野の連携が重要ですが、初診待機の解消をはじめ、その後のフォローアップと継続的な診療体制の整備も必要です。</u>	発達障がいの早期発見・早期治療は、保健・福祉・教育分野の連携が重要ですが、初診待機をはじめとする医療面の体制整備も必要です。
9	4. 課題 （4）医療的ケア児の療養・療育支援の体制の充実 <p20>	医療的ケア児の家族の負担を軽減するため、 <u>県内で格差なく</u> レスパイト・短期入所を行う施設の体制整備やサービス利用率の向上が必要です。	医療的ケア児の家族の負担を軽減するため、レスパイト・短期入所を行う施設の体制整備やサービス利用率の向上が必要です。
10	4. 課題 （4）医療的ケア児の療養・療育支援の体制の充実 <p20>	災害発生時に備え、在宅人工呼吸器を使用している <u>全て</u> の医療的ケア児の非常用電源確保が必要です。	災害発生時に備え、在宅人工呼吸器を使用している医療的ケア児の非常用電源確保が必要です。

中間案からの修正内容（3）

No.	該当箇所	最終案	中間案
11	6. 目標と施策 (2) 取組内容 取組方向1：小児医療を担う人材の育成・確保 <p22>	<u>医学生に小児科の魅力を伝えるセミナーや、臨床研修医に対する専門研修プログラムの説明会を実施するなど、将来における小児科の専門医の確保を図ることにより、小児科、小児外科、新生児科、児童精神科等子どもの診療を専門的に担う医師の確保につなげていきます。（三重大学、医療機関、医療関係団体、県）</u>	児童精神科医など、時代のニーズに応じた専門医の確保に努めます。（三重大学、医療機関、医療関係団体、県）
12	6. 目標と施策 (2) 取組内容 取組方向2：地域差のない小児医療提供体制の充実 <p23>	<u>限られた医療資源を効果的・効率的に活用するため、小児医療体制の集約化・重点化を検討するとともに、小児医療に関わるさまざまな診療科による専門医療等を含め、病院の小児に関わる診療機能強化を進めます。（医療機関、関係団体、市町、県）</u>	○限られた医療資源を効果的・効率的に活用するため、小児医療に関わるさまざまな診療科による専門医療等を含め、病院の小児に関わる診療機能強化を進めます。（医療機関、関係団体、市町、県） ○適切な医療提供を確保するため、小児医療体制の集約化・重点化を検討していきます。（医療機関、関係団体、市町、県）
13	6. 目標と施策 (2) 取組内容 取組方向2：地域差のない小児医療提供体制の充実 <p23>	<u>県立子ども心身発達医療センターにおいては、途切れない発達支援をめざして、隣接する三重病院をはじめとする医療機関や市町、特別支援学校等関係機関と連携を図りながら、入院前調整や退院後支援、地域における発達相談や人材育成研修などに取り組み、小児の発達に関わる包括的医療・療育体制の充実に努めます。（医療機関、関係団体、市町、県）</u> <u>※取組方向3：小児救急医療体制および予防的支援の充実中の重複内容文章は削除</u>	子どもの発達支援の拠点である県立子ども心身発達医療センターにおいて、隣接する三重病院と機能的連携を図りながら、小児の発達に関わる包括的医療・療育体制の充実に努めます。（医療機関、関係団体、市町、県）

中間案からの修正内容（４）

No.	該当箇所	最終案	中間案
14	<p>6. 目標と施策 （２）取組内容 取組方向4：医療的ケア児の療養・療育支援体制の充実 <p24></p>	<p>医療的ケア児とその家族が地域で安心して生活できるよう、各圏域でレスパイト・短期入所を行うための体制整備を進めるとともに、家族の負担を減らすためにサービスの利用を促進します。（医療機関、三重大学、医療関係団体、関係機関、県）</p>	<p>医療的ケア児とその家族が地域で安心して生活できるよう、レスパイト・短期入所を行うための体制整備を進めるとともに、家族の負担を減らすためにサービスの利用を促進します。（医療機関、三重大学、医療関係団体、関係機関、県）</p>
15	<p>6. 目標と施策 （２）取組内容 取組方向4：医療的ケア児の療養・療育支援体制の充実 <p24></p>	<p>災害時においても、在宅人工呼吸器を使用している全ての医療的ケア児の安全が確保できるよう、市町や医療機関等と協力して非常用電源の確保・整備を進めます。（医療機関、関係機関、市町、県）</p>	<p>災害時においても、在宅人工呼吸器を使用している医療的ケア児の安全が確保できるよう、市町や医療機関等と協力して非常用電源の確保・整備を進めます。（医療機関、関係機関、市町、県）</p>